

『最近のガス事業保安行政について』

関東東北産業保安監督部 保安課

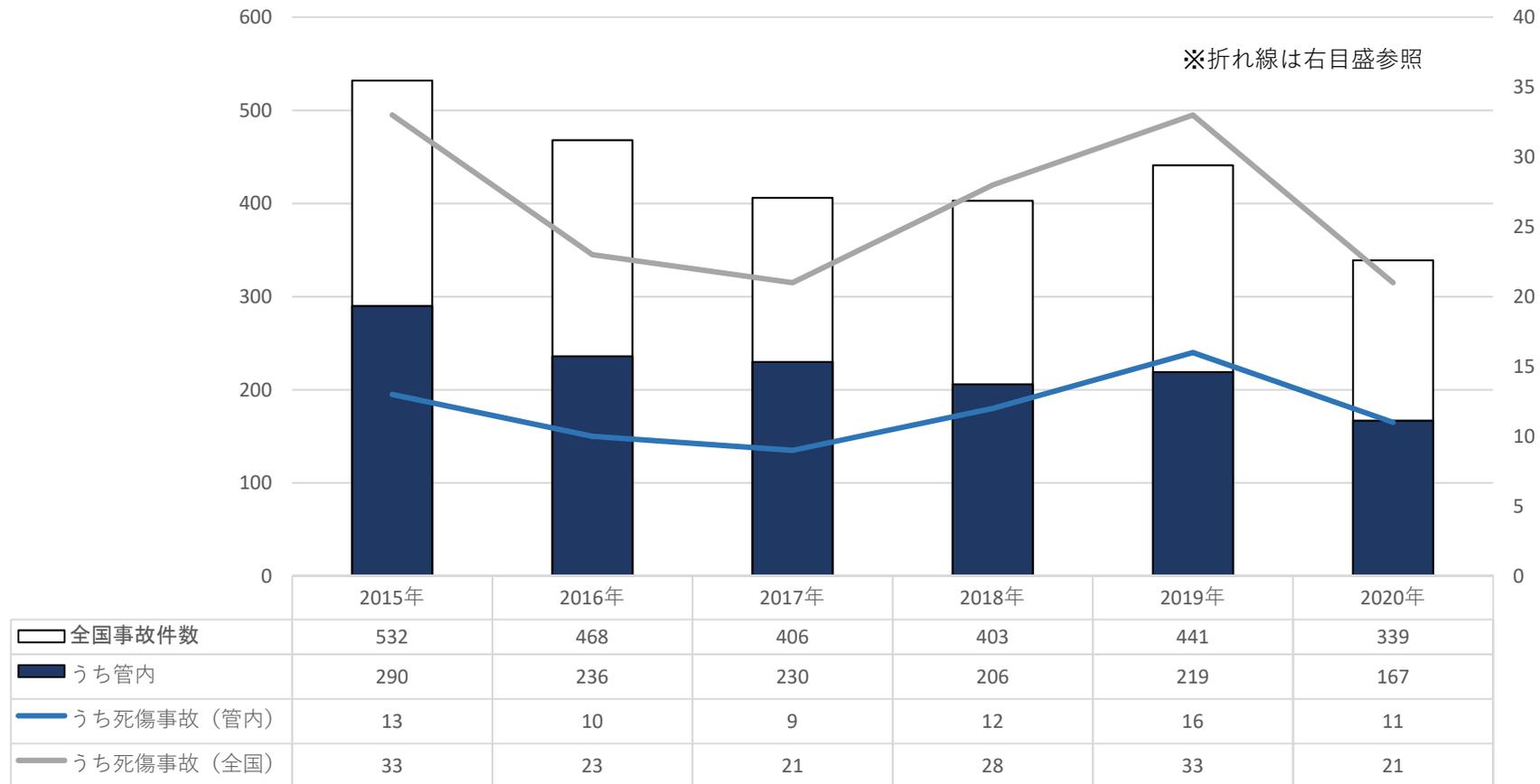
目次

1. 2020年の都市ガス事故について
2. 2020年の管内における都市ガス事故について
3. 2020年の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故について
4. 2020年の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故事例
5. 2021年の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故について
6. 報告対象のガス事故について
7. ガス事故の報告方法について
8. 事故情報の公表基準について
9. 台風・豪雨時の臨時対応について
10. 令和2年度立入検査結果について
11. ガス事業法令の一部改正について（2020年）
12. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）
13. その他ガス事業法に基づく手続きについて（保安関係）
14. バルク貯槽等の告示検査対応
15. 経年管対策について

1. 2020年の都市ガス事故について

- 2020年の全国における事故報告件数は339件、関東管内については167件。
- 死傷者を伴う事故については、全国が21件、関東管内が11件となった。

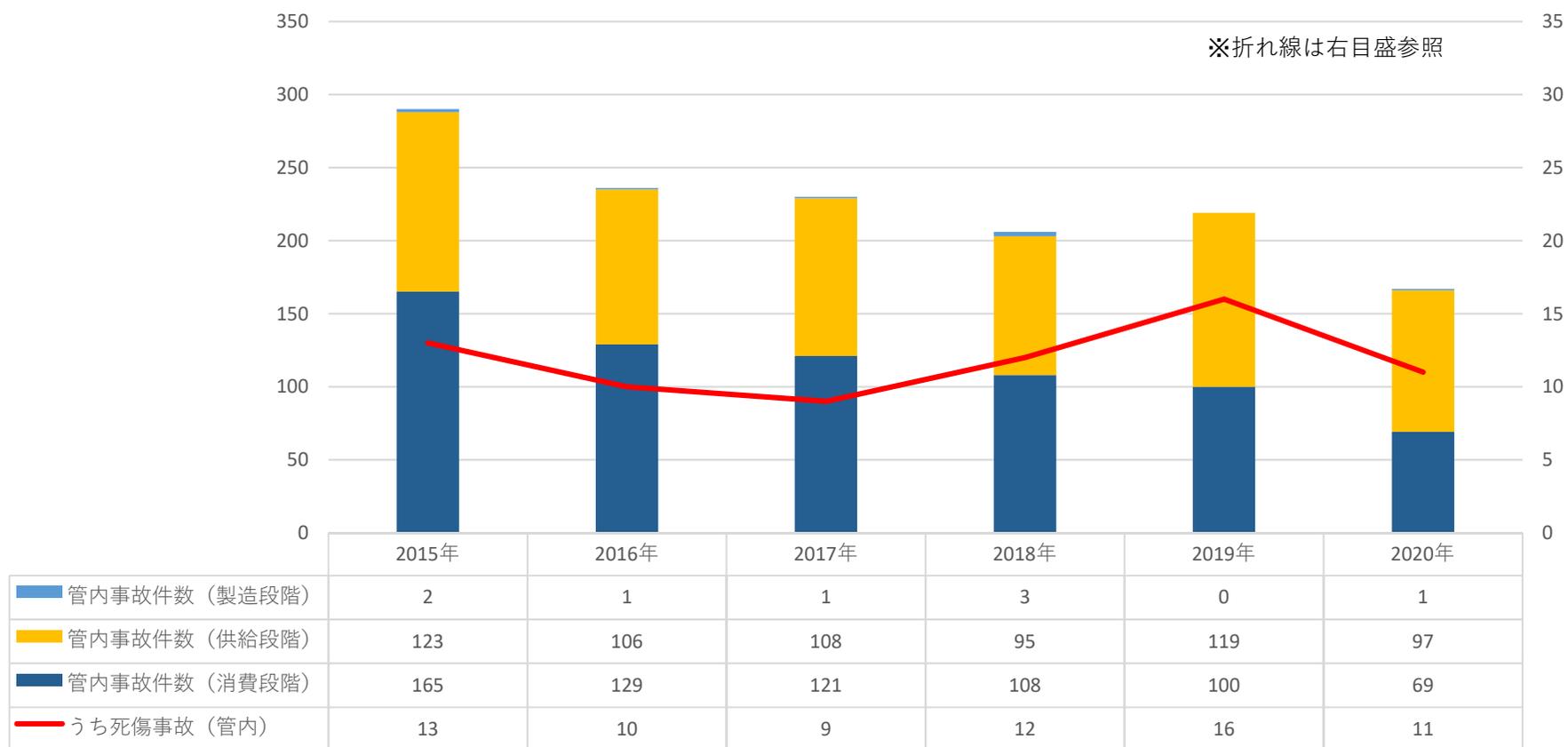
グラフ1 ガス事故報告件数の推移（全国との比較）



2. 2020年の管内における都市ガス事故について

- 2020年の管内のガス事故報告のうち、消費段階における事故は69件となり、前年より31件減少。
- 供給段階における事故は97件となり、前年より22件減少。
- 製造段階における事故は1件発生。

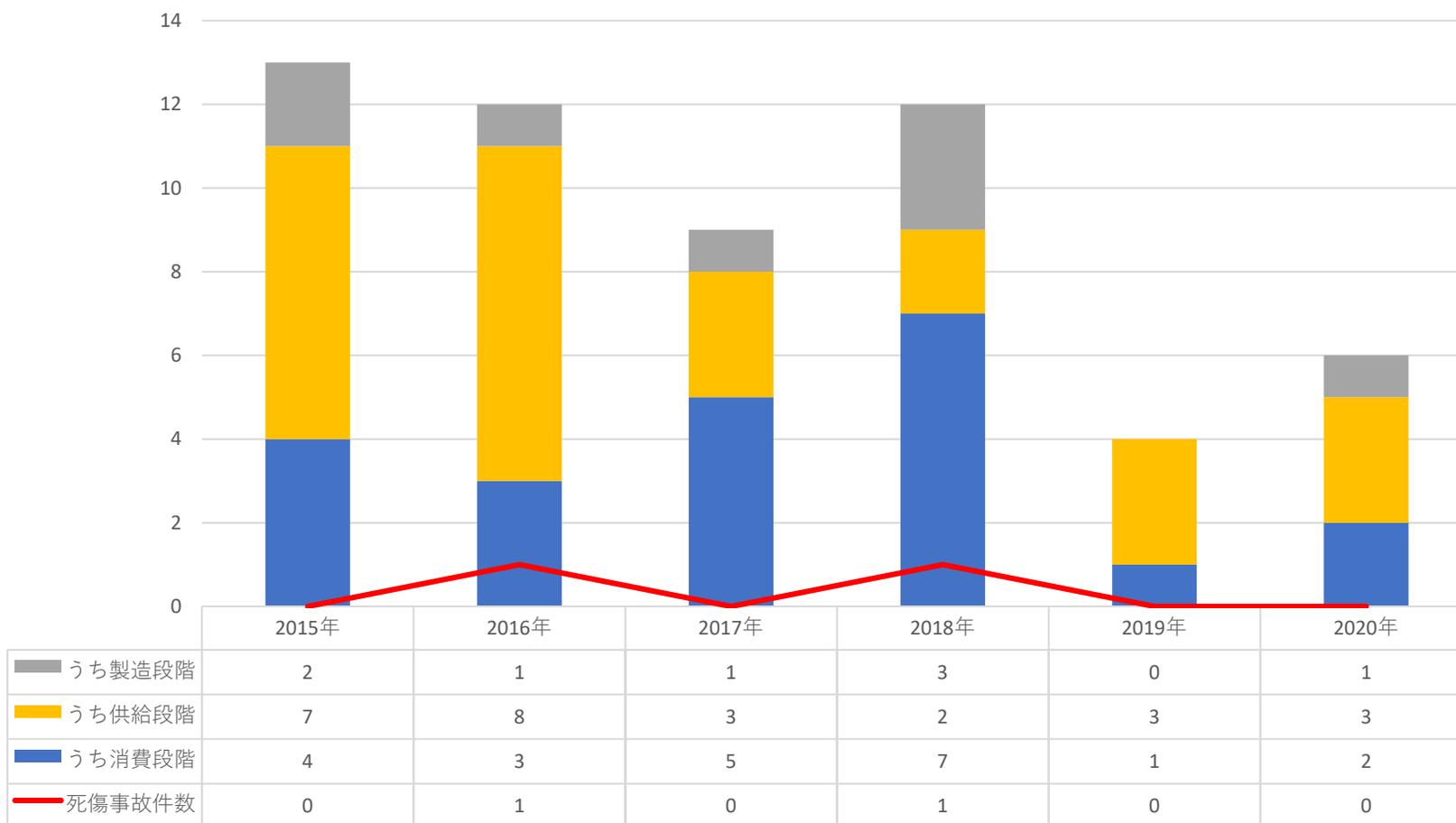
グラフ2 関東管内のガス事故報告件数の推移



3. 2020年の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故について

- 2020年の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故報告件数について、製造段階は1件、供給段階は3件、消費段階は2件となった。

グラフ3 管内の小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の段階別事故件数の推移



4. 2020年の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故事例（製造段階）

【事故事例1】

事故発生年月日：令和2年12月15日

供給支障件数：56戸

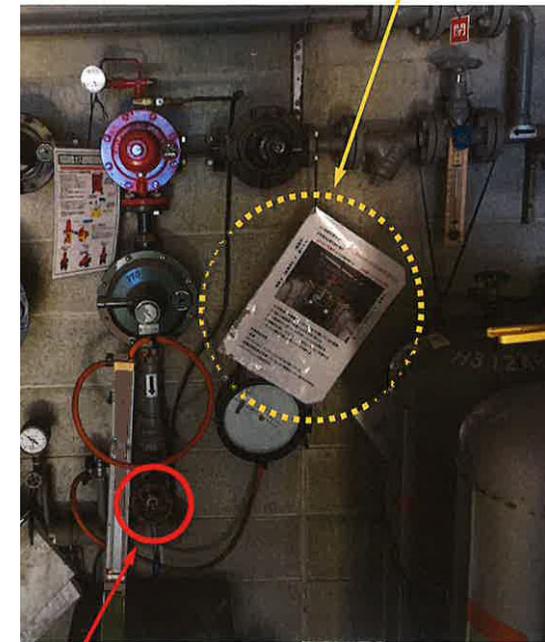
供給支障時間：1時間10分

事故原因のガス工作物：特定ガス発生設備

事故概要：委託先配送業者が特定製造所内において容器交換作業に着手。その後、需要家からガスが使えないとの連絡があり、事業者社員が出動したところ供給支障が発生していた。

原因：配送業者が容器交換作業の際、誤って二段二次調整器の出口バルブを閉止したため供給支障となった。容器交換作業は、通常は特定の者が担当しているが、当日は別の者が実施することとなり、特定製造所の容器交換作業は初めてであったため、他の場所の作業手順と混同してしまったもの。

新たに誤操作注意喚起を掲示



誤って閉止した二段二次調整器の出口バルブ

4. 2020年の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故事例（供給、消費段階）

【事故事例（供給段階）】

事故発生年月日：令和2年9月30日

供給支障件数：81戸

供給支障時間：6時間

事故原因のガス工作物：灯外内管（プラスチック被覆鋼管）

事故概要：本支管の定期漏えい検査において、委託会社よりボーリング検査作業中にガス漏えいを検知したとの連絡があり、現地調査を行うも漏えい箇所が不明なことから、二次災害防止のため特定製造所のバルブを閉止したことにより供給支障となった。

原因：需要家敷地内に埋設されていた灯外内管が経年劣化により腐食しガスが漏えいしたことによるもの。

腐食によりあいた孔



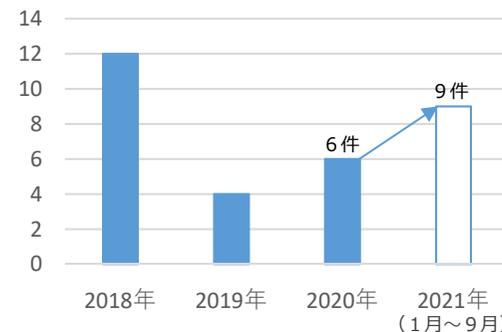
【事故事例（消費段階）】

2020年の消費段階の事故2件ともBF式風呂釜のケーシング変形であり、いずれも繰り返し着火操作による未燃ガスへの引火が原因によるものとなっている。

5. 2021年の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故について

- 2021年（1月～9月）の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故報告件数は9件となり、昨年の年間の件数を上回って推移している。
- 死傷者を伴う事故については発生していない。

グラフ4 管内の小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故件数



グラフ5 2021年の管内の小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故の内訳

(2020年)

		推定原因等	
製造	ガス切れによる供給支障	1	(バルブの誤操作)
	他工事による供給支障	2	(下水工事、外構工事)
供給	経年劣化による供給支障	1	(灯内外管の経年劣化)
消費	B F 式風呂釜の変形	2	(繰り返し着火操作)



(2021年1月～9月)

		推定原因等	
製造	ガス切れによる供給支障	2	(バルブの誤開放、調査中)
	緊急遮断弁閉止による供給支障	1	(落雷影響による停電)
供給	他工事による供給支障	2	(解体工事、水道工事)
	他工事による交通困難	2	(電柱工事、外構工事)
	車両衝突による供給支障	1	(交通事故)
消費	小型湯沸器使用による引火物損	1	(原因不明)

5. 2021年の管内における小売事業者（特定ガス発生設備による供給のみ）の事故について

• 2021年1月～9月までに、製造段階の事故が3件発生

(1) ガス切れによる供給支障

①発生日：5月13日 ②供給支障件数：639戸 ③供給支障時間：1時間45分

〈概要〉複数の需要家よりガスが出ないとの通報があり、特定製造所を確認したところ全ての容器の残ガス量がなくなり、供給支障となっていた。

〈原因〉前日に実施した未使用バルブの開閉点検後、バルブ閉止を失念したためガスが漏えいしたことによるものと推定

(2) 緊急遮断弁閉止による供給支障

①発生日：8月2日 ②供給支障件数：180戸 ③供給支障時間：3時間29分

〈概要〉需要家よりガスが出ないとの通報があり、特定製造所を確認したところ、緊急遮断弁操作工アアの圧力低下により緊急遮断弁が閉止しており、ガス供給が停止していた。

〈原因〉落雷の影響により漏電ブレーカーが作動し、エアコンプレッサーの電源が停止したため、工アア配管の圧力を保持できず、緊急遮断弁が閉止したものと推定。

(3) ガス切れによる供給支障

①発生日：9月6日 ②供給支障件数：195戸 ③供給支障時間：確認中

〈概要〉需要家よりガスが出ないとの通報があり、特定製造所を確認したところ全ての容器の残ガス量が少なくなっていたことから供給圧力が低下し、供給支障となった。

〈原因〉調査中

6. 報告対象のガス事故について

事故	速報	詳報	年報
<ul style="list-style-type: none"> ガスの製造に支障を及ぼした事故であって、製造支障時間が10時間以上のもの ※1 	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物の操作（工事中を含む）により人が死傷若しくは中毒し又は酸素欠乏症となった事故。 ※2 	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故 	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故 	—	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ガス工作物からのガス漏えいによる爆発又は火災事故 	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故 	— ※4	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 供給支障戸数が500戸以上 ※3 	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 供給支障戸数が30戸以上500戸未満（保安閉栓を除く） 	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 供給支障戸数が30戸未満のもの 	—	—	○
<ul style="list-style-type: none"> ガス栓の欠陥、損壊又は破壊により人が死亡若しくは中毒し、又は酸素欠乏症となった事故 	○	○	—
<ul style="list-style-type: none"> ガス栓の欠陥、損壊又は破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故 	○	○	—
<ul style="list-style-type: none"> 消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡若しくは中毒し又は酸素欠乏症となった事故 	○	○	—
<ul style="list-style-type: none"> 消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故 	○	○	—
<ul style="list-style-type: none"> 消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した物損事故（消費機器が損傷した事故であって、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る。） 	—	○	—

※1 製造支障時間が24時間以上の場合は、経済産業本省ガス安全室にも報告が必要

※2 人が死亡した事故の場合は、経済産業本省ガス安全室にも報告が必要

※3 供給支障戸数が500戸以上の場合は、経済産業本省ガス安全室にも報告が必要

※4 事故を覚知した場合には、当部保安課まで情報提供をお願いしています

7. ガス事故報告の方法について

• 報告の方法（**ガス事故速報**）

次に掲げる事項について、事故発生後24時間以内可能な限り速やかに、電話、電子メール等により報告すること。（夜間・休日は、公用携帯へのメールを優先。）

- 事故発生の日時及び場所
 - 事故の概要
 - 事故の原因
 - 応急措置
 - 復旧対策
 - 復旧予定日時
 - 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者名称、機種、型式並びに製造年月
- kanto.meti-si3655@docomo.ne.jp

様式は、当部ホームページからダウンロードいただけます。

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/gas/2City%20gas/citygas.htm>

• 報告の方法（**ガス事故詳報**）

次に掲げる様式に基づき、事故発生の日から30日以内に報告すること。

- 製造段階・供給段階の事故（様式第14）
- 消費段階の事故（様式第15）

様式は、当部ホームページからダウンロードいただけます。

- 様式第14
https://www.safety-kanto.meti.go.jp/gas/2City%20gas/yousiki/kouri/houkokukisoku_yousiki14.docx
- 様式第15
https://www.safety-kanto.meti.go.jp/gas/2City%20gas/yousiki/kouri/houkokukisoku_yousiki15.docx

8. 事故情報の公表基準について

ガス機器による製品事故について、今年から死亡、重傷、一酸化炭素中毒以外の経済産業省からの公表は廃止。（以下の通知は廃止）

News Release 経済産業省
Ministry of Economy
Trade and Industry
METI

平成19年2月16日
経済産業省

事故情報の公表基準について

先般のリンナイ(株)製の開放式小型湯沸器事故等を踏まえ、消費者保護に万全を期す観点から、情報提供体制の強化を図っているところ。その一環として、今般、経済産業省の事故情報の公表基準を定めることとした。
これにより、経済産業省としては、消費者に事故情報を迅速かつ確に提供し、事故の再発防止を図ってまいりたい。

1. 事故情報の公表基準の概要
今般、経済産業省が定めた事故情報の公表基準は、以下のとおりである（詳細については別紙）。

- ガス・石油機器による重大製品事故については、事業者からの報告後直ちに、メーカー名、型式名を含め、事故内容についてプレス発表を行う。
- ガス・石油機器以外の重大製品事故の場合にも、製品が原因と疑われる場合には、メーカー名、型式名を含め、事故内容について、直ちにプレス発表を行う。
- 改正消費生活用製品安全法施行後、製品が原因でないと判明した場合でも、その旨を明示した上で、メーカー名、型式名を含め、ホームページ上で公表する。

2. 今後のスケジュール
ガス・石油機器に関しては、当該基準に基づいた事故情報の公表・発表を今後、直ちに行う。
他方、その他の消費生活用製品については、基本的には、昨年11月に改正された消費生活用製品安全法の施行と合わせて、当該基準に基づく公表・発表を開始する（改正消費生活用製品安全法は、今春施行予定）。ただし、できる限り可能な範囲で、当該基準に基づく発表を前倒しで行っていく予定。

（本発表資料のお問い合わせ先）
【ガス機器以外の消費生活用製品の公表・発表について】
 商務情報政策局消費経済部製品安全課
 担当者：田中、矢口 電話：03-3501-4707（直通）
【ガス機器の公表・発表について】
 原子力安全・保安院ガス安全課
 担当者：上戸、谷澤 電話：03-3501-4032（直通）
 原子力安全・保安院液化石油ガス保安課
 担当者：田村、青木 電話：03-3501-1672（直通）

事故情報の公表基準について

		公表方法等	
ガス機器	重大製品事故	メーカー名 型式名	プレス発表
	軽微な事故	メーカー名 型式名	ホームページ公表
石油機器(重大製品事故)		メーカー名 型式名	プレス発表
その他の消費生活用製品 (重大製品事故)		<製品起因が疑われる場合>	
		メーカー名 型式名	プレス発表
		<製品起因が疑われる場合>	
		<製品起因が否かが不明な場合>	
		事故概要のみ (改正消費生活用製品安全法施行後)	プレス発表
		<製品起因といえない場合>	
		メーカー名 型式名	第3者判定を経た上で ホームページ公表

※ 重大製品事故とは、死亡事故、重傷病事故、身体欠損、一酸化炭素中毒事故や火災を指す。

(別紙)

9. 台風・豪雨時の臨時対応について

1. 発動条件

事業者の供給エリアにおいて、次の①または②の状態になった場合に臨時対応を開始

- ① 警戒レベル4相当の「土砂災害警戒情報」等が概ね4時間以上継続発表
- ② 市町村から警戒レベル4「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発令

→臨時対応開始の報告を実施

2. 報告対象

発動条件に該当したエリアで発生した、台風・豪雨の影響と判断される次の事象

- ① 土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う30戸未満の供給支障
- ② 早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出
- ③ 供給支障に至る卸供給の途絶等

→専用様式において報告を実施

3. 終了条件

警戒レベル3以下に低下後24時間経過
かつ

全報告対象の保安措置完了（報告対象無し含む）

→専用様式にて臨時対応終了の報告

9. 台風・豪雨時の臨時対応について

4. 報告様式（専用様式）

送信先 ①関東東北産業保安監督部保安課
kanto.meti-si3655@docomo.ne.jp
kanto-toshigashoan@meti.go.jp
②日本コミュニティガス協会関東支部
kanto@jcga-page.or.jp

台風●号における被害状況と復旧見込み(○月○日○時○分 現在)

事業者	No.	被害件名	住所	被害規模(供給支障 ^{※1})				被害規模(導管露出 ^{※2})	即供給途絶等 ^{※3}	対応状況	報告完了サイン	行政庁への要望事項等
				1～10戸未満	10～20戸未満	20～30戸未満	30戸以上 (事故報告対象)					
〇〇ガス	1											
	2											
	3											
	4											

注1:土砂崩落等による本支供給管の折損に伴う30戸未満の供給支障^{※1}※2

注2:早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出

注3:供給支障に至る即供給の途絶等^{※3}※4

※1:差水による供給支障の直接的な原因は、ガス管・継手部の腐食であることから対象外

※2:建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合は対象外

※3:即供給先が報告する(即供給元からは報告不要)

※4:別系統等でバックアップ可能であれば対象外

※「行政庁への要望事項等」欄には、例えば道路の復旧、土砂や倒木の撤去などの要望事項を記入できる。

ご協力をお願いします。

10. 令和2年度立入検査結果について

- 当部において令和2年度に実施したガス事業法に基づく立入検査実施件数は、10事業者。
- うち、旧簡易ガス事業者は、3事業者。

立入検査の概要

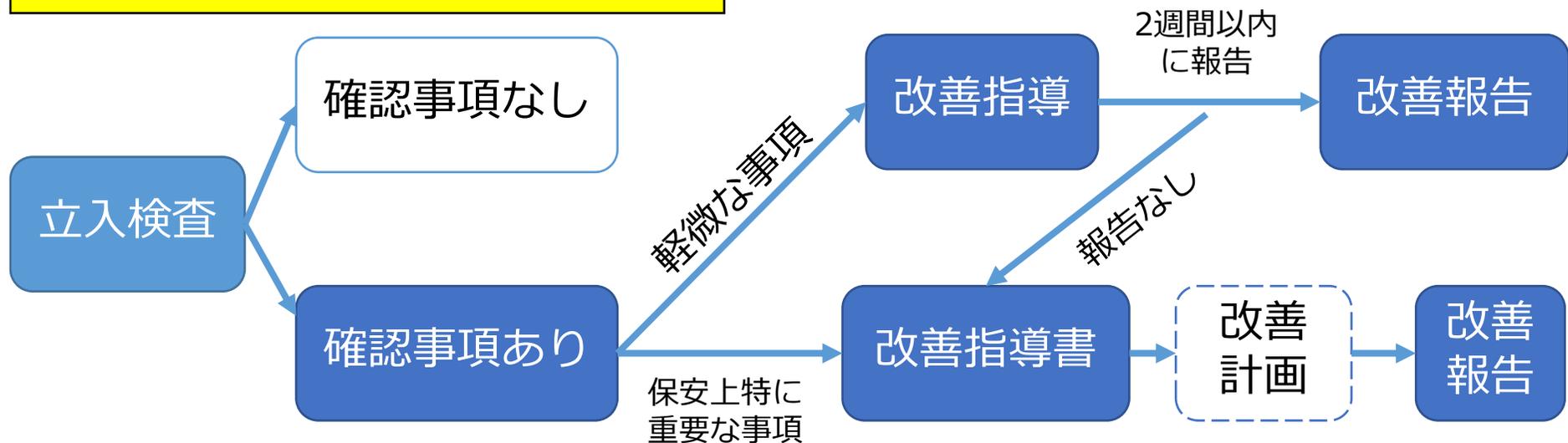
- ① 保安業務の実施体制
- ② 関係規程類の整備状況及び遵守状況
- ③ 導管漏えい検査の実施状況
- ④ 経年管の管理・対策状況
- ⑤ サイバーセキュリティ対策に係る実施状況
- ⑥ 消費機器に関する周知及び調査その他保安業務の実施状況

上記を重点項目として、立入検査を実施

10. 令和2年度立入検査結果について（改善指導事項）

- 立入検査を実施した旧簡易ガス事業者3事業者のうち、3事業者に対して改善指導した。
- 立入検査から改善指導～改善報告までの流れは、以下のとおり。
- 立入検査の結果は、年度ごとに取りまとめ、当部ホームページで公開している。

立入検査から改善報告までの流れ



10. 令和2年度立入検査結果について（改善指導事項）

ガス主任技術者の選任及び解任届出が提出されていない事例

- ガス主任技術者の選任及び解任届出が提出されていない。

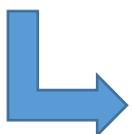


ガス小売事業者は、前項の規定によりガス主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
(法第25条第2項関係)

10. 令和2年度立入検査結果について（改善指導事項）

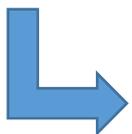
保安業務規程が遵守されていない事例

保安監督者に関する事項



- 規程に定められた必要な資格を有していない。

自主調査業務のうち、実施頻度に関する事項



- 規程された実施頻度で実施されていない。

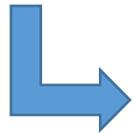


ガス小売事業者及びその従業者は、保安業務規程を守らなければならない。
（法第160条第4項関係）

10. 令和2年度立入検査結果について（改善指導事項）

技術基準不適合事例

導管工事（供給管）について気密試験を行い漏えいがないことの確認を行っていなかった。



道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーター及びガス栓は ～中略～ 適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。

（技術基準省令第51条第2項関係）

内管の漏えい検査を実施した結果、漏えいが確認された箇所の改修を実施していなかった。



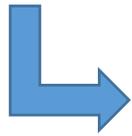
ガス工作物にのうち、ガス又は液化ガスを通ずる部分は適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないものでなければならない。

（技術基準省令第15条第3項関係）

10. 令和2年度立入検査結果について（改善指導事項）

改善指導した不適切な定期自主検査の事例

集合装置に係る定期自主検査を実施していたが、実施の記録が適切に残されていなかった。



特定ガス発生設備のうち、集合装置の定期自主検査を実施すること。（法第34条関係）



- 定期自主検査は、**最高使用圧力が高圧のガス工作物**に対して実施が義務づけられている。（省令第48条第1項）
- 特定ガス発生設備では、**容器（高圧ガス保安法第41条に規定する容器を除く。）**、**集合装置**、**気化装置**が該当する。
- 特に集合装置は、保安規程で定める定期点検と混同しやすいため、記録の取り方には注意が必要。（要領書に定める様式を用いることが望ましい。）

1 1. ガス事業法令の一部改正について（2020年）

新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について

- ガス事業者が保安業務について、計画通りの業務実施が困難と判断した際に、必要な措置について承認を受けることができる。
- 措置の対象は、業務を中断若しくは縮小した期間に業務実施を予定していた需要家を基本とする。
- 措置の適用期間を変更しようとするときは、都度申請を行い承認を受ける。
- 承認後の消費機器周知、調査及び漏えい検査等の実施が完了後、速やかに報告する。また、1年を超える場合は、進捗状況を報告する。

項目	内容
消費機器周知 （施行規則第197条に基づくもの（ガスの使用の申込みを受けた際に行うものを除く。））	①法定満期の延長 ②基準日の運用
消費機器調査 （施行規則第200条第1項に基づくもの（ガスの使用の申込みを受けた際に行うものを除く。））	①法定満期の延長 ②基準日の運用 ③調査対象の確認方法（※） ④訪問巡回回数緩和
漏えい検査 （技省令第51条第1項、第2項、第3項に基づくもの）	①法定満期の延長 ②基準日の運用
昇圧供給装置の点検 （技省令第63条に基づくもの）	①法定満期の延長

※ 前回調査で法定調査対象機器がないことが確認されている需要家に対しては、問診などの方法で法定調査対象機器がないことを確認することを可とする。

1 2. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

- 保安ネットとは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続きを窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステムのこと。
- また、2020年6月より電子申請の対象外の法令手続きについても申請書類・添付書類をPDFファイルにして保安ネット内の簡易申請フォームから提出が可能となった。

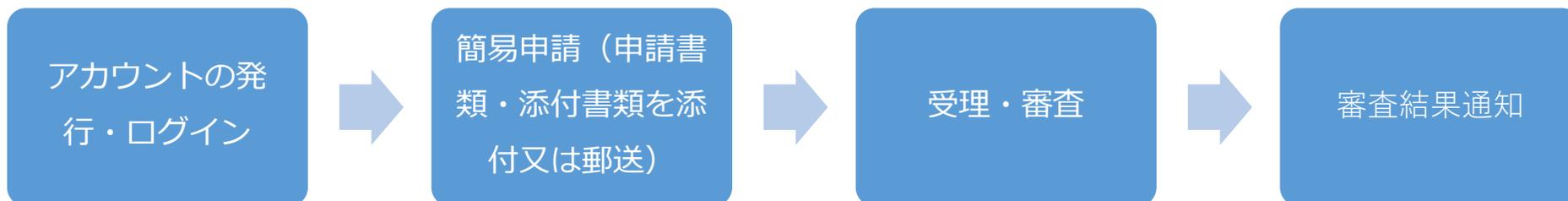
手続きの流れ（電子申請の場合）

- 申請フォームから申請情報をすべて記入し、手続きが可能。



手続きの流れ（簡易申請の場合）

- 紙で提出していた申請書類、添付ファイルを全てPDFファイルにし、簡易申請フォームから添付して手続きが可能。



12. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

対象手続き（電子申請の場合）

事故年報

- ガス小売事業者の毎年のガス事故
- 一般ガス導管事業者の毎年のガス事故
- 特定ガス導管事業者の毎年のガス事故
- ガス製造事業者の毎年のガス事故

導管改修実施状況

- ガス小売事業者/一般ガス導管事業者/特定ガス導管事業者/ガス製造事業者の導管改修実施状況
- 旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況

消費機器調査年報

- 毎年の消費機器の調査結果

対象手続き（簡易申請の場合）

上記以外のガス事業法令全ての手続き

- （例）ガス主任技術者選任又は解任届出書、工事計画届出書、保安規程変更届出書等

1 3. その他ガス事業法に基づく手続きについて（保安関係）

定期報告の種別	提出期限
ガス小売事業事故年報	<u>当該年の翌年2月末日まで</u>
消費機器調査結果年報	<u>当該年の翌年2月末日まで</u>
導管改修実施状況	<u>当該年度の翌年度6月末日まで</u>
周知状況の届出書	毎年度経過後30日以内（ <u>4月末日まで</u> ）

【注意事項】

- 導管改修実施状況は、対策済み事業者を含め全ての事業者が提出対象
- 周知状況の届出書には、周知で用いた資料（周知チラシ等の実物）を必ず添付すること。

14. バルク貯槽等の告示検査対応

バルク貯槽等の告示検査対応について

バルク貯槽等の告示検査期限を迎えるに際し、全国で対象となるバルク貯槽等の対応のピークを迎える事が見込まれており、関係事業者の手配が困難になる場合も考えられることから、**事業者は期限に余裕を持って**対応を行う。

保安の確保に留意しつつ、その搬出作業については労働災害の発生の防止や重大事故の発生が無いよう、細心の注意を払う必要があり、事業者は自社の従業員のみならず、20年検査への対応に関係する工事事業者、運送事業者等に対し、LPガス事故防止に努めるよう保安教育を積極的に実施する。

また、バルク貯槽の搬出作業時における安全性を向上させるため、事業者は充てんとの連絡を密に取り合いながら工事日までに計画的な消費調整を行うことにより、バルク貯槽内の残留ガスをできる限り減らすよう努める。

1 5. 経年管対策について

ガス安全高度化計画（本支管）

管種	要対策導管	維持管理導管
ねずみ鋳鉄管	2020年度で概ね対策完了。 （個別事情により残存する路線については、引き続きフォローを行い、対策を促す。）	適切な維持管理を行いつつ、より細かな優先順位付けに基づいた対策を進め、2025年までに完了する計画で対策を進める。
腐食劣化対策管 （黒管・白管・アスファルトジャケット巻管等）		維持管理導管としてリスクを監視しながら、より細かな優先順位付けに基づいた対応を行う。

※ 今後、工事の担い手が不足することが想定されるため、経年本支管の入取替工事が進まずに、計画的な対策の妨げとなるリスクがある。このため、担い手の確保に加えて、工事進捗向上に資する規制の合理化（道路使用許可時間の延長、残置承認、浅層埋設等）に関して、検討を進めていくことが重要である。

15. 経年管対策について

ガス安全高度化計画（内管）

施設区分	保安上重要な建物に所在する埋設内管	
保安上重要な建物	可能な限り2030年度までの改善完了に努める。	• 国の安全情報広報事業をはじめとした各種安全周知活動を実施する。 • 改善の同意を得られなかった需要家についても、ガス事業者は各種業務機会を捉え、定期的な周知・啓発を行う。
うち公的施設	2030年度までの改善完了を目指す。	

ガス事業者は、2000年代より建物所有者への折衝を行い、国の補助金を活用しつつ改善を進めてきた結果、大幅に削減してきた。
しかし、経年埋設内管は、需要家の資産であり、改善工事には需要家の費用負担が伴うことから、需要家の事情により同意に至らない場合もある。
残存している保安上重要な建物は、前述のケースであることから、今後の改善も困難な見込み。



- 国・関係機関・ガス事業者・需要家との協働により公的施設の改善が進んだ実績を踏襲し、保安上重要な建物のうち、「公的施設に準ずる建物」（※）については、2030年度までの改善完了を目指す。
- その他の民間施設については、これまでどおり努力目標として位置付ける。

※ 特定建物区分7（特定公共用建物）、特定建物区分9（一般業務用建物のうち、学校、病院、社会福祉施設、保育園に該当する民間の建物）